

科学研究費助成事業(科学研究費補助金)研究成果報告書

平成25年 6月 5日現在

機関番号: 13901 研究種目: 若手研究(B)

研究期間:2010 ~ 2012

課題番号:22730077 研究課題名(和文)

不当条項規制と商品設計・価格設定の自由

研究課題名 (英文)

Unfair contract terms and freedom of decision on price and goods

研究代表者

丸山 絵美子(EMIKO MARUYAMA) 名古屋大学・法学研究科・教授

研究者番号:80250661

研究成果の概要(和文):不当条項規制において、価格の低額化は、不当性判断要素における契約締結時の事情として位置づけられ、一つの考慮要素となるが、消費者契約の場合、市場において条項を比較・選択できる状況があってもなお、リスク評価能力の限界を不当性判断において考慮することを解釈論として提案する。

研究成果の概要(英文): The lower price or the selective price is one of factors in controlling unfairness of contract terms. It's one of the circumstances prevailing during the conclusion of the contract. But in the case of consumer contract, the limit of consumer ability to evaluate risk of contract terms is also one of important factors in controlling unfairness of contract terms.

交付決定額

(金額単位:円)

			(亚州十四・11)
	直接経費	間接経費	合 計
2010 年度	600,000	180, 000	780,000
2011 年度	500,000	150, 000	650,000
2012 年度	700,000	210, 000	910,000
総計	1, 800, 000	540,000	2, 340, 000

研究分野:民事法学

科研費の分科・細目:民事法学

キーワード:民事法学、消費者法、不当条項規制

1. 研究開始当初の背景

本研究は、「不当条項の規制と事業者側のビジネスモデル設計・価格設定の自由」という問題に着目するものである。従来、不当条項と安価な価格による商品の提供との関係については一定の議論が存在し、とりわけ、1976年に約款規制法が立法されているドイツでは、1960年代頃から、いわゆる価格されている。日本でも、この議論の一部は紹かを開いる。日本でも、この議論の一部は紹かるが、従来の議論の中心は、事業者の免責条項の有効性と価格との関係にあった。たとえや保険の填補範囲条項の有効性について、安い価

格が免責を正当化し得るかという形で問題の検討が行われてきた。もっとも、免責条項と低価格の問題の限らず、あるビジネスモデルや価格設定との関係で、事業者がその必要性を訴える契約条件を広く視野に入れて検討する必要性がある状況であった。たとえば、海外格安航空券とチケットの有効要件やキャンセルに係る契約条項、携帯電話サービスの定期契約における解約金条項などである。

2. 研究の目的

消費者契約や約款取引における、免責条項、 権利喪失条項、長期存続期間・中途解除権排 除条項、違約金・損害賠償額の予定条項、費 用負担条項などの不当性を、消費者契約法 10 条や民法 90 条などにより審査する場合に、「この条項が無効となると商品・サービスの価格が高額化せざるを得なくなる」、「この条項が無効となると顧客にとっても有益なはずの商品・サービスと価格の選択肢が維持できなくなる」といった事情は考慮されるべき場合、いどある法的レベルの問題として位置づけ、どおのだろうか。「不当条項の規制と事業者側のどジネスモデル設計・価格設定の自由」との関係を解明することが本研究の目的である。

3. 研究の方法

日本における 1950 年代頃からの議論では、ドイツにおける「価格論拠:価格による根拠づけ(Preisargument)」、すなわち「顧客にリスクを転嫁する契約条項によって低額な価格が実現するので、低額な価格によった低額なが多次を記り、は成り立つのか、という説明」は成り立つのか、という問素といる見解と「何々的な商議」の認定問題として捉える見解とが存在することが指摘して捉える見解とが存在することが指摘取引類型・リスクの種類などに着目した考察が必要(河上正二)であることも指摘された。

しかし、日本では消費者契約法の立法を経て、この問題に関連する判例や議論が展開しており、消費者契約法 10 条の解釈、関連判決の評価、法改正に向けての議論、さらには、債権法改正において、消費者契約に限定されない約款上の不当条項規制を行う提案も行われている。

そこで、従来の研究において手薄な部分、であるイツにおいて価格論拠が肯定される場合の議論、EU消費者法・契約法におけるこの問題の取り扱い、不当条項規制の正当化・射程に関する議論との関係等を中心に研究を進めることとした。比較法に際し、条文内容や規制趣旨の異同に留意しつつ、「不当条項の規制と価格の低額化」という問題について検討を深め、日本の近時の議論について一定の整理を行うという研究方法を採用した。

4. 研究成果

(1)ドイツにおける価格論拠をめぐる議論ドイツでは、原則として、価格を低額化したという主張によって、条項の不当性は除去されないと考えられている。その理由は、次のようにまとめられる。①「リスク転嫁が価格の低額化によって補償される」ということは客観的な検証性を欠く。とりわけ、比較の基準とすべき正当な価格というものは存在せず、低価格の考慮は、BGB307条3項1文の趣旨と矛盾が生じる。②あらゆる法律上の不利益付与が経済的な有利性によって補償さ

れ得るのか疑問である。③安い価格による顧客獲得競争が激化し、付随条項の内容劣化を招き、約款規制の意義を没却する。ドイツの判例(BGH Urt. v. 30.10.1984 BGHZ 22,90)も、約款使用者は公正な内容の条項形成を前提として価格を設定すべきであり、価格論拠は採用できないという立場を示している。

しかし、ドイツでは、例外を認める議論も 展開されている。①商品・サービスが一般的 に安く提供されているが、稀なケースで生じ 得る損害はかなり高額化するような事例(監 視員付き駐車場、クリーニング、電気供給等)。 ②通常必ずまたは定期的に生じ、かつ前もっ て計算できる形で生じる費用を、顧客に転嫁 する事例。③「選択的価格(Tarifwahl)」: 特定の事項について異なるリスク分配を行っている条項と価格とを結び付けて顧客に 提示し、その選択肢の中から顧客が選択する 事例(例)保険料と填補範囲)。

(2)問題となるのは、例外とされる事例は、 価格論拠に対する上述の批判を免れるもの なのかという点であり、次に、価格論拠を巡 る問題を、BGBの関連条文に即した整理した。

(a)個々的な商議 (BGB305 条 1 項 3 文) と 価格論拠一とりわけ選択的価格の事例

BGB305条1項3文は、当初、約款上または - 方的に設定された条項として存在してい ても、個々的な商議があれば、規制の対象が いとする。判例は、「個々的な商議」を制限 的に解釈。商議(Aushandlung)は、交渉 (Verhandlung) を超えるものである。顧客 が当該条項の変更可能性を認識し、意味を理 解し、内容を変更する現実的な可能性を有し、 約款使用者に変更する準備があることを前 提。変更の準備がないところで討論、条項の 詳細な説明だけでは不十分であり、ある条項 について個々的な商議が認定されても、残部 は約款上の条項としてとどまる。BGH は、存 続期間の長さと価格が組み合わされた選択 的価格の事例において、顧客が選択肢の存在 を明確に認識し、完全に自由に選択できる状 況で、選択権を行使した場合、当該条項は 個々的に商議されたものとなり得ると述べ る (BGHZ153,148)。しかし、顧客が選択肢を 認識していることの立証がない (BGHZ153,148, BGHZ 127,35)、問題の条項 が予め印刷され前面に出ており、他の選択肢 は背後に退いているので、他の選択肢の提示 は意味を失っている (BGH NJW 1996, 1676, BGH RuS1996, 123, BGH VersR1997, 345) などとして、個々的な商議の存在を容易には 認めない。商議肯定例は、問題となった存続 期間が書式に当初は記載がなく、顧客自身が 補充した記載した事例だけである(BGH NJW1998, 1066)

(b) 価格合意を規制対象外とすること (BGB307条3項) と価格論拠 BGB307条3項1文の趣旨は市場経済原理の擁護、私的自治・自由経済上に構築された法秩序においては、国家が主たる給付の内容を定めることは認められず、法は、双務契約における給付と対価の均衡関係は規制すべきというる。価格論拠との関係では、BGB307条3項1文の第一関門を突破した条項について、不当性判断の要因として、価格の低額化を援用することが、BGB307条3項1文の趣旨に照らし、許されないのではないかという疑問が学説によって提起されていることになる。(c)不当性判断(BGB307条1項)と価格論拠

価格論拠の問題は、BGB307条1項の枠内で、 当該条項とは別の契約条件である「低額化さ れた価格」を考慮要因とし得るかという問題 として論じられてきた。

EC 不公正条項指令 (93/13/EWG) 4 条 2 項 は、給付と価格の均衡性を不公正評価の対象 外としつつ、前文 19 において、品質対価格 の割合は、他の条項の公正さにおいては考慮 に入れられるとし、例として、保険契約にお いて、保険者の責任を限定する条項は、消費 者の支払う保険料の算定にあたって考慮さ れるで、不公正という評価を受けないと述べ る。ドイツでは、指令の国内法転換にあたり、 不当性評価において、当該条項に関連する他 の条項の存在を考慮することは、従来の BGB307 条の枠内においても行われてきたこ とであると言うにとどまり、前文 19 にいう 価格論拠を取り上げての明確な態度決定を 示さなかったと言えるのであり、学説の評価 も分かれている (Heinrichs, Frey, Ulmer, Michael Coester, Basedow, Wolf, Werk)

BGB307条1項と価格論拠がかかわる具体的 判例をみると、①安価な商品・サービスと高 額損害ケースについて(BGH NJW1959,1423; BGHZ64, 355, BGH Urt. v. 25.02.1998 BGHZ 138, 118, BGH Urt. v. 12.05.1980 BGHZ 77, 126 参照)、判例は、免責条項の無効化によって どの程度の値上がりに結びつくかといった 計算を示すことはない。エネルギー供給契約 では、法規命令の存在があることに注意が必 要であり、また、リスクに対する自己保険・ 追加保険が推奨されるような事例は、契約締 結時の選択肢の存在という観点からみれば、 選択的価格の事例とも共通するものとして、 位置づけることもできることを指摘できる。 ②塗装等修繕負担条項ケースについては、ま ず、1980年代の判決によって賃料擬制論が通 説化し、住居賃貸借において、借主の居住中 に使用に適する状況を維持するための塗装 等修繕は貸主の契約上の義務であるが、これ を借主負担とする条項は、(現)BGB307条1項 により不当と評価されないという判決が相 次ぐ。途装等修繕義務を借主負担とすること は、通常、賃料において考慮され、慣習とも

なっていることが理由である。塗装等修繕義 務の引き受けは借主の支払う対価の一部を 形成し、さもなければ、より高額の賃料とな るはずであるという理屈による(BGHZ 92, 363; BGHZ 101, 253; BGHZ 105, 71, BGH NJW2004, 2961 usw.)。しかし、判例の射程を 制限する展開も存在している(BGH NJW1998, 3114 , BGH NJW2007, 3776; BGH BGH NIW2006, 3778; NZM2007, 355, BGH NJW2009,1408, Emmerich)。BGBによれば、塗 装等修繕は貸主負担であり、塗装等修繕の借 主負担条項は、借主に不利に法規定を逸脱し ていることを前提としつつ、慣習化と賃料に 反映されることが一般的であるといった負 担転嫁に対する「借主側の一般的な認識可能 性」を根拠に、賃貸借中の塗装等修繕負担転 嫁条項の有効性が肯定されてきたと評価で きるのではないか。

③選択的価格ケースについては、個々的な商 議の存在が否定されている事例では、不当性 審査においても、価格論拠を考慮せずに、当 該条項が顧客に不当に不利なものかを判断 しているものが少なくない(BGHZ153,148; BGHZ 127, 35; OLG NJW-RR1989, 243 usw.) LG Mönchengladbach Urt. v. 30.05.2003 NJW-RR 2004,416:フィットネススタジオの存続期間 条項に関する個人訴訟において、期間の定め なし、12 か月、18 か月、24 か月という期間 の選択肢あり、長期の拘束となるほど料金が 安くなっていた事例で、顧客は、契約締結時 に、身体と経済的状況を考慮して複数選択肢 の中から存続期間を選ぶことができ、また、 病気・妊娠といった事態に対しては繰り延べ などが認められていることなども指摘のう え、24カ月の存続期間条項は有効とされてい る。選択的価格の事例では、価格論拠のみに よって本来不当な条項を無効とするような 判決は実際には確認できないといえる。

(C) 小括

- ① ドイツでは、選択的価格の事例を個々的な商議の問題に位置づける見解は有力であり、判決もそのような可能性に言及しているが、従来、個々的な商議の認定は厳格に行われており、選択的価格の事例でもその存在は容易には認定されない傾向がある。
- ② また、個々的な商議に位置づける見解は、本来の意味での商議・交渉というより、価格と結びつくことによる当該条項に対する顧客の注目度の増加を問題としている。
- ③ 選択的価格以外の事例では、たとえばエネルギー供給契約における法規命令の存在や塗装等修繕負担条項の事例における慣習の存在が考慮されていることを指摘できる。④ ドイツの判決は、抽象論として当該条項の不存在が値上げに結びつく可能性に言及することはあるものの、当該条項がなかった場合の価格がどの程度のものとなるか、当該

条項の存在しない他の取引における価格と 異なるのかといった、金額の具体的計算や金 額の相場などに言及するものはない。

(3) EU 消費者法・EU 契約法の展開と価格論拠次に、EU 消費者法・EU 契約法における価格論拠の取り扱いを確認した。

(a)EU消費者法

①消費者契約における EC 不公正条項指令 (93/13/EWG)

価格論拠の考慮に関し、前文19は、「この指令の目的のために、不公正という評価は、契約の主要内容を定める条項や、商品・サービスの品質対価格の割合を定める条項については行われない。しかし、契約の主要内容および商品・サービスの品質対価格の割合は、他の条項の公正さにおいて考慮に入れらて、被保険リスクおよび保険者の責任を限定する条項は、消費者の支払う保険料の算定にあたってこれらの制限が考慮されるで、不公る。と述べる。

② 2011 年の消費者の権利指令 (2011/83/EU, 0J L 304, 22.11.2011)

権利指令は、不当条項規制の統一化をあきらめ、各国が個別に交渉された条項への規制や対価規制を行うことを排除しない立場を示すものとなった。価格論拠については、指令の考えが維持されているものと推測されるが、明確な言及はされなくなっている。

(b)EU 契約法

③PECL

給付・対価の均衡性への不介入は明示されるが、価格論拠にかかわる言及はない。

(4)DCFR

価格論拠との関係では、DCFRⅡ-9:407のコ メントにおいて、当該契約の他の諸条項や当 該契約が前提としている他の諸契約の諸条 項が考慮要素とされていることは、不当条項 規制の対象が個別条項であり、契約全体では ないということと折り合わないとされ、条項 設定者は、不当条項を、相手方に有利な他の 条項を含めることによって正当化すること は許されず、とりわけ、低い価格は、このア レンジメントが個別交渉の結果でない限り、 不公正な条項を正当化することはない、と説 明されている。そして、第2項が消費者契約 において考慮要素として掲げる「契約を締結 する間に一般的であった事情」については、 ボーダーラインの例外事例でのみ考慮され、 当該条項の意味について特別の努力をして 説明した場合にのみ、公正と評価される条項 といった例が挙げられている。

⑤CESL

DCFR と類似しているが、標準約款に着目した規制は放棄され、DCFR の解説のような価格論拠に否定的な立場を示す説明はみあたらない。

(C) 小抵

- ① 不当条項規制の射程について、個別交渉合意や対価規制を除外するという立場が基本路線ではあるが、93年指令当時から、これらを除外することの適否については議論があり、権利指令がこの除外の採否について各国に委ねることを前提して通知義務を課すという立場を示すに至る 正当価格・レジオンに対する各国の態度の違い、統一化の困難性が反映していると分析できる。
- ② 不公正評価にあたり、他の契約条項や契約締結時に一般的であった事情などの考慮を行うという立場が基本路線だが、どの程度の事情まで考慮すべきかについては解釈上の議論があり、現在に至る。慣習、選択的価格の存在などを契約締結時の事情の一つに位置づける可能性があることを指摘できる。③ 消費者契約と事業者間契約とでの介入基準の違いという路線であり、価格論拠に関わる個別交渉合意の認定や不公性判断にも反映する可能性がある。
- (4) 不当条項規制の正当化根拠・射程と価格 論

 加

これまでの検討から、価格論拠の採否には、 不当条項規制の介入根拠・射程に関する態度 決定がかかわることがわかる。そこで、これ に関する現在の議論状況はと価格論拠との 関係はについて整理を試みた。

①自己決定の不全・他者決定の危険への対応アプローチ(Drexl,個人保護のための不当条項規制についてHellweg):事前に形成された契約条件の交渉の余地のない一方的な設定に介入の契機を見出す。設定された側は、認識不足、情報不足、比較困難の他、当該条項のリスクを判断能力の不足により、私的自治が機能不全を起こす状況。

②法と経済・条件競争の機能不全への対応アプローチ (Adams, Koetz, Basedow, Leyens/Schäfer, 個人を超えた保護のための不当条項規制についてHellweg):力のある者からの強制ではなく、交渉や必要な情報の獲得に要する費用が、その行動によって獲得される利益とつりあわない故に条項の受け入れが発生する。市場における付随条項の悪化・部分的な市場の機能不全が生じる。

重要な指摘は、競争が機能し得る状況でも、一方的条件設定に対して、リスク判断ができない状況の場合に、条件競争の不全が起き、不利な約款が用いられる続けることはある。とくに当該条項が不確実な問題を扱う場合には条項リスクの重要性評価を低減させるというものである(Drex1)。

すると、価格論拠の妥当可能性は、条項比較の機会や情報非対称性の解消のみならず、 低価格の存在が付随条項の劣化競争の拍車 をかける事態が回避できているか、かつ条項 リスクに関する顧客の理解・判断が確保でき ているかが問題として位置づける可能性が 出てくる。そして、消費者契約と事業者間契 約とで異なる取り扱いの可能性を指摘でき る。

- (5)比較法からの示唆と日本の議論
- (a) 不当条項規制の介入根拠を契約条件の一 方的設定に求め、正当価格を否定する立場は、 市場機能の尊重という観点から、支持できる。 価格論拠の問題は、低価格によって不当条項 を厳密に補償するという正当価格に関わる 問題として位置付けるのではなく、当該条項 の内容以外の契約締結時の事情として位置 づけるべきである。たとえば、慣習故の認識 可能性、付随条項が価格と組み合わさった故 の注目度の増加によって中心条項に近付け て捉え、あるいは事業者間取引では個別交渉 合意を広く認定する可能性が生じる。ただし、 消費者契約の場合、市場において条項を比 較・選択できる状況があってもなお、リスク 評価能力の限界を不当性判断において考慮 することを解釈論として提案する。
- (b)消費者契約法の解釈としていえば、実質 的な交渉の結果と言える条項、比較行動の末、 正当な理解・評価の下でのオプション行使が 期待できる場合、不当条項規制の射程外とな る。そして、消費者契約法 10 条前段によっ て価格そのものへの介入は否定されること、 任意規範からの逸脱は不当性の推定までは もたらさないとしても、転嫁されるリスクの 種類程度を示す重要な不当性の考慮要素と 位置づけられること、「消費者」への契約条 件の「一方的設定」に介入の契機を見出すの であれば、個人の知識・理解状況を考慮する ことは疑問。他の条項や運用による不当性除 去や一般的認識可能化による付随条項性の 除去などを考慮すべき事情と位置づけるこ とを提案した。この解釈論を基礎に、借家契 約の敷引特約、携帯電話サービス定期契約の 解約金条項などについて、具体的な解決策を 提示することが可能となる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計7件)

- 1) 丸山絵美子: 契約における時間的な拘束の意義と限界(3) 存続期間規制と中途解除権、名古屋大学法政論集 248 号、1-48 頁(2013年)、査読無
- 2) <u>丸山絵美子</u>: 契約における時間的な拘束の 意義と限界(2) 存続期間規制と中途解除権、 名古屋大学法政論集 247 号、79-133 頁(2012 年)、査読無
- 3) <u>丸山絵美子</u>: 契約における時間的な拘束の 意義と限界(1) 存続期間規制と中途解除権、 名古屋大学法政論集 246 号、1-68 頁(2012

年)

- 4) <u>丸山絵美子</u>:「消費者契約である建物賃貸借契約における敷引特約の効力」ジュリスト1440 号、64-65 頁(2012)、査読無
- 5) <u>丸山絵美子</u>:「契約の内容規制と消費者の 利益・公正な市場の実現」現代消費者法 12 号、30-39頁 (2011)、査読無
- 6) <u>丸山絵美子</u>:「消費者取消権」 法律時報 83 巻 8 号、15-21 頁 (2011) 查読無
- 7) <u>丸山絵美子</u>: 「格安・割引航空券の一部 不使用と不当条項規制」 名古屋大学 法政論 集 236 号、 1-36 (2010) 、査読無

〔学会発表〕(計2件)

- 1) 丸山絵美子:「日本における損害賠償額の予定・違約金条項規制の展開」、2012 年度第2 回東アジア民法学術大会『民法における消費者権益保護の問題』国際シンポジウム、中国延吉大学、2012 年8月18日19日2)丸山絵美子:「契約の内容規制と消費者の利益・公正な市場の実現」、消費者法学会、京都大学、2011年11月5日
- 6. 研究組織
- (1)研究代表者 丸山絵美子(MARUYAMA EMIKO) 名古屋大学・法学研究科・教授 研究者番号:80250661
- (2)研究分担者 なし
- (3)連携研究者 なし